

### 苦情等申し出窓口の設置について

社会福祉法第 82 条の規定により、社会福祉法人太陽福社会の利用者・その家族や代理人からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

それぞれ苦情解決責任者、第三者委員を設置し、苦情解決に努めることとしております。なお、氏名等に関しては、各施設ごとにございます。

現在申し立ては受けておりません。